

幼稚園 に関すること

Q13

各私立幼稚園において、学校教育法体系に基づき学則（園則）を定めていますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条の運営規程も別途整備しなければならないのでしょうか。

運営規程として定めるべき事項について、幼稚園や幼保連携型認定こども園が法令に基づき定める学則（園則）で網羅している場合には、運営規程と兼ねることが可能であり、別途、運営規程を作成する必要はありません（学則（園則）に定めていない事項がある場合には、別途、運営規程を作成する、又は学則（園則）に追加する必要があります）。なお、学則（園則）は認可権者への届出が必要であり、運営規程は認可権者たる市町村へ確認の際に提出することが必要となります。

Q14

定員弾力化措置のルールがある保育所と異なり、私立幼稚園の中には、認可定員を大幅に超えた受け入れを行っている施設がありますが、私立幼稚園の定員超過についても、保育所と同様に取り扱われるのですか。

認可定員を超過して受け入れを行っている施設については、都道府県と市町村で連携して、認可定員の増や受け入れ人数を減少させる等の対応により、認可定員の適正化に取り組んでいただくことが基本ですが、こうした改善措置をただちに講じることが困難な場合も想定されることを踏まえ、その取扱いについては、平成26年10月17日付事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」においてお示ししたので、同事務連絡をご確認ください。

保育所 に関すること

Q15

保育短時間認定の子どもの受け入れについて、保護者の個々の就労実態に対応して8時間受け入れることが必要でしょうか。それとも、保育短時間児の保育時間を園として一律に設定してよいのでしょうか。また、延長保育との関係はどうなるのでしょうか。

保育短時間認定の子どもの保育時間（利用時間）については、施設ごとに、例えば9時～17時までといった一律の時間帯を設定していただくことを想定しています。その時間帯以外の利用については原則として延長保育として取り扱っていただくこととなります（子ども・子育て支援法第59条第2号を参照）。

Q16

保育短時間認定の子どもの保育時間については、施設で定めることとされていますが、その設定の仕方として、子どもの生活リズムや経験活動の保障、保護者の多様な就労時間への対応などの観点から、短時間認定に係る保育時間の中に6～7時間程度の基幹となる時間を設け、その前後1～2時間を個別に対応する形で設定することは可能でしょうか。

- ① 質の高い教育・保育を提供する観点や施設・事業の人員体制確保の観点
- ② Q17にもお示しているような認定事務の取扱い

により、保育短時間認定に係る利用可能時間帯の設定は1施設1時間帯で定めることが基本と考えられます。

ただし、上記の①及び②を踏まえた上で、施設・事業者が複数の時間帯を設けるべきと判断する場合は、例外的に、当該施設・事業者が、複数の時間帯を設定することも可能です。

Q17

- ①例えば1日8時間・1か月14日勤務の場合のように、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となりますが、勤務日によっては8時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合、延長保育料が発生することになるのでしょうか。保育標準時間認定を受けることは可能でしょうか。
- ②また、例えば1日の就労時間は5時間ですが勤務時間帯が午後1時から6時までのため、保育の利用時間は8時間未満であるものの、施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯（例えば午前9時～午後5時）を超えて施設を利用せざるを得ない場合はどうでしょうか。
- ③この他、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となるが、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を必要とする時間帯がまちまちな場合はどうでしょうか。

保育必要量の認定に当たっては、1か月当たりの就労時間が120時間以上であれば原則として保育標準時間認定、120時間未満であれば原則として保育短時間認定として認定することとしています。

①一方で、ご指摘のように1か月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としている場合であって、保育短時間認定を行うことが適当でないとし町村が認めるときは、市町村の判断により保育標準時間認定を受けることも可能であると考えています。

②また、ご指摘の例のように、1日の就労時間は8時間未満ですが、勤務時間帯との関係から常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと市町村が認める場合についても、市町村の判断により保育標準時間認定を受けることも可能であると考えています（ただし、保育短時間認定に係る利用時間帯が利用者の就労実態を踏まえ、適切に設定されていることが前提です）。

③この他、①②に当てはまらないケースであって、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちであって、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上ある場合については、保育短時間認定を行うことが適当でないとし町村が認める場合、保育標準時間認定を受けることも可能であると考えています。

なお、就労時間が8時間に満たない場合であっても、通勤時間等により利用時間が8時間を超えると市町村が認める場合については①に該当するものとし、1か月の中で最も早い就労開始時刻と最も遅い就労終了時刻の差が8時間以内の場合であっても、通勤時間等を含めた場合、その差が8時間以上となると市町村が認める場合については③に該当するものと取り扱って差し支えないとしています。

Q18

保育所や認定こども園に対する施設整備費補助はどのようなのですか。また、公定価格における減価償却費加算との関係はどのようなのでしょうか。

保育所や認定こども園の保育所部分に対する施設整備に係る費用については、新制度施行後においても、児童福祉法第56条の4の3第2項に基づき創設された保育所等整備交付金により補助の対象となります。その上で、施設整備費補助を受けていない施設については、公定価格の中で減価償却に係る費用の加算制度を設け、長期間に平準化した形で施設の設置コストに対する支援を行うこととしています。また、認定こども園に移行する際に必要であるものの、保育所に対する施設整備費補助の対象とならない施設整備（幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分）については、認定こども園施設整備費交付金で支援を行うこととしています。

保育所 に関すること

Q19 幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園との違いはなんですか。

[法的性格]

幼保連携型認定こども園は、「幼保連携型認定こども園」として認可を受けた施設であり、認定こども園法に基づき「学校」と「児童福祉施設」の両方に位置付けられます。一方、保育所型認定こども園は、保育所としての認可を受けた施設であり、法律上は児童福祉施設に位置付けられますが、「学校」としての法的位置付けはありません。

[認可・認定権限]

幼保連携型認定こども園の場合、都道府県及び政令指定都市、中核市から認可を受けることが必要です。一方、保育所型認定こども園の場合は、都道府県及び政令指定都市、中核市から、保育所としての認可を受けるとともに、都道府県から幼稚園機能を有することの認定を受けることが必要です。

[職員の資格]

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則です（但し、新制度施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができる経過措置あり）。一方、保育所型認定こども園においては、幼稚園教諭の免許と保育士資格を併有していることが望ましいですが、併有することが必須とはなっていません。

[園長の資格]

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その園長は、「教諭免許状（専修免許状又は一種免許状）」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有し、5年以上の一定の教育職・児童福祉事業の経験者であることが必要です（但し、これと同等の資質を有する者も認める）。一方、保育所型認定こども園の園長は、特に規定はありませんが、運営費の基準において、施設長は、「児童福祉事業に2年以上従事した者」又は「同等以上の能力を有すると認められる者」となっています。なお、幼保連携型認定こども園は学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であることから、園長は1人となります。

[施設設備基準]

幼保連携型認定こども園の認可基準については、平成26年4月30日に公布された「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）を踏まえ、認可権者が条例で定めます。なお、同基準において、保育所等の既存施設から移行する場合には、特例措置が設けられています。

Q20

保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合、必ずしも1号定員を設定しなくてもよいと聞きましたが、本当ですか。認定こども園であるにもかかわらず、1号定員の設定を必須としないのは何故なのでしょう。

幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設として法令上位置付けられており、3歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に提供する施設であるため、2号定員を設定すれば幼保連携型認定こども園としての最低限の目的は達成することが可能です。このため、1号定員及び3号定員の設定は必須とはしないこととしています。

Q21

保育所型であっても、認定子ども園になった場合には、保育を必要とする子どもについても直接契約となるのですか。

認定子ども園は類型に関わらず、施設の設置者と保護者との直接契約となるので、保育所型認定子ども園の保育を必要とする子どもについても、市町村の利用調整を経た上で施設の設置者と保護者との直接契約となります。

認定子ども園 に関すること

Q22

幼稚園型認定子ども園については、2号認定を設定することは必要ですか。

幼稚園型認定子ども園については、幼稚園にいわゆる認可外保育施設を併設する場合（接続型・並列型）と、幼稚園の中で保育を必要とする子どもを受け入れる場合（単独型）がありますが、新制度のもとでは、いずれの類型も引き続き運営が認められます。

新制度では、保育の必要性の有無と年齢、保護者の利用意向等に応じて、

- ・満3歳未満で保育認定を受けて保育機能施設（一定規模以上の認可外保育施設等）を利用する子どもについては、3号認定子どもの定員を、
 - ・満3歳以上の子どものうち、保育認定を受けることができ、かつ、2号認定子どもとして保育機能施設又は幼稚園を利用し、施設型給付を受ける子どもについては、2号認定子どもの定員を、
 - ・満3歳以上のそれ以外の子どもについては1号認定子どもの定員を、
- それぞれ設定することとなります。

2号定員の設定は、単独型・接続型については、幼稚園部分の定員を1号・2号に区分する方法により、並列型については、併設する保育機能施設に2号定員を設定する方法によるのが一般的と考えられますが、並列型で幼稚園部分の定員をさらに1号・2号に区分することも可能です。

※認定子ども園ではない幼稚園は1号定員しか設定できませんが、幼稚園型認定子ども園の幼稚園部分は、いずれの類型においても、2号定員を設定可能です。

※幼稚園の入園資格は満3歳以上ですので、3号定員は幼稚園部分ではなく、併設の保育機能施設部分に設定する必要があります。

※なお、並列型については満3歳未満の子どもの受け入れが必須ではなく、また、単独型については、満3歳未満の子どもを受け入れることができないことから、こうした場合は、3号定員の設定がないことがあり得るものと考えます。

このように、基本的には、幼稚園型認定子ども園も2号定員を設定することとなりますが、

- ・幼稚園から認定子ども園の移行初期段階のため、保育認定を受ける子どもが低年齢児しかいない場合や、
- ・保護者の就労状況が変化したり、保護者の就労頻度が低く「教育標準時間に係る施設型給付」に「幼稚園型の一時預かり事業」の利用を希望する場合など、結果的に2号認定を受ける子どもがいない場合

には、極めて例外的に2号定員が設定されないこともあり得、また、あらかじめ2号定員を設定していても、結果として2号認定の子どもの利用がないことも想定されます。

認定こども園 に関すること

Q23 認定こども園は3歳未満児を受け入れなければならないのですか。

認定こども園において受け入れる子どもの対象年齢については、例えば満3歳以上児のみを入園対象とすることなど、各園の判断で設定することができます。

Q24 認定こども園は土曜や長期休業期間も全て開園する義務があるのですか。また、毎日11時間開所しなければならないのでしょうか。

幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の開園日や開園時間は、保育認定の子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めることとされています。

幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園については、日曜・祝日以外について、1日11時間開園することを原則としつつ、保育の利用希望がない場合など、就労の状況等の地域の実情に応じ、各施設の判断で弾力的に運用することを可能としています。

なお、公定価格の取扱いにおいて、常態的に土曜日を閉所する場合には、公定価格の減額調整を行うこととなります。また、保育標準時間認定の子どもが11時間の利用を必要とする場合には、施設型給付の範囲内で対応することが必要となります。

Q25 幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで学級を分けることは可能ですか。また、異年齢の3～5歳を1クラスにすることは可能ですか。

教育時間について編制する学級については、原則として、1号・2号を区別せず一体的に行うことを想定しています。また、異年齢での学級編制については、年度の初日前日に同年齢の幼児での編制を原則としつつ、地域の実情等に応じた、弾力的な対応が可能です。

Q26 認定こども園においては、保育認定子どもを選考し、直接契約することができなくなるのですか。

認定こども園(幼稚園型認定こども園を含む。)においては、保育認定子どもも含め、施設の設置者と保護者の直接契約となります。具体的には、保護者は市町村に施設利用希望の申込みを行い、市町村による保育の必要度に応じた利用調整を経た上で、施設の設置者と直接契約することとなります。

なお、園が自ら直接選考することは原則としてできなくなるものの、保護者は施設利用の申し込みに当たって、各施設の教育・保育の方針、内容等の情報に基づき、必要に応じて複数の施設の説明を受け、施設を選択し、申し込みを行うこととなることから、各園の教育・保育の方針等に賛同した保護者が利用申し込みをすることになるものと考えられます。

Q27

認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか。

幼保連携型認定こども園においては、保育認定(2号・3号認定)子どもについては食事の提供を行うことが必要です(教育標準時間認定(1号認定)子どもについては施設の任意)。

食事の提供にあたっては自園調理が原則ですが、満3歳以上の子どもについては一定の条件下で外部搬入が可能です。その場合は、独立した調理室でなく、現行の保育所と同様、加熱、保存等の調理機能を有する設備で代替可能です。また、自園調理による食事提供対象人数(1号認定子どもに食事の提供を行う場合は、当該1号認定子どもの数も含む)が20人未満の場合は、独立した調理室ではなく、必要な調理設備で代替可能です。

また、保護者が希望する場合や行事の日などにおいては、弁当持参による対応が認められます。

なお、幼保連携型以外の認定こども園の3類型については、各都道府県の条例等により、これと異なる基準となっている場合があります。

Q28

認定こども園へ移行するために必要となる施設整備の支援にはどのようなものがありますか。

認定こども園への移行に伴い、必要となる施設整備に対する支援としては、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金により、以下の財政支援メニューを用意しています。

【保育所等整備交付金】

- ① 保育所緊急整備事業(幼保連携型認定こども園の保育所部分の施設整備に対する補助)
- ② 認定こども園整備事業(幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の施設整備に対する補助)

【認定こども園施設整備交付金】

- ① 認定こども園整備(幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の施設整備に対する補助)
- ② 幼稚園耐震化促進整備(幼稚園認定こども園(移行を予定している園も含む)の園舎の耐震化経費に対する補助)

小規模保育 に関すること

Q29

小規模保育事業においては、給食は自園で調理することが原則であると聞きましたが、弁当持参や外部搬入は一切認められないのですか。

小規模保育事業においては、A型・B型・C型に共通して、自園調理を行うことが原則ですが、自園内での調理業務を外部の事業者へ委託することは可能です。

園外で調理された給食の搬入（外部搬入）は原則として認められませんが、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院から搬入することは可能です。また、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、例外的に学校（給食室）や学校給食センターからの搬入も認めることとしています。

また、現在自園調理を行っていない事業から新制度に移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に自園での調理体制を整える前提で、弁当持参や外部搬入を認める経過措置を設けています。

Q30

小規模保育事業においては、連携施設を設けることが必要であると聞きましたが、連携施設の役割はどのようなものでしょうか。

小規模保育事業については、小規模であることや原則として3歳未満児を受け入れの対象としているという事業の性格を踏まえ、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿の役割を担う連携施設を設けていただくこととしています。（連携施設を設定することが認可の要件のひとつとなっています。）上記①の「保育内容の支援」の具体例としては、連携施設で調理した給食の搬入、連携施設の嘱託医による合同健康診断、園庭開放、合同保育、小規模保育の保育士が急病の場合などにおける後方支援などが考えられます。また、上記②の「卒園後の受け皿」については、小規模保育事業を卒園した後、確実な受け皿（転園先）があることが保護者の安心感や事業の安定性を確保していく上で、極めて重要であることから、連携施設に求める重要な役割として位置付けています。なお、連携施設における小規模保育事業からの受け入れのルールについては、地域における必要性に応じて、市町村が定めることとしています。

Q31

連携施設は1か所にする必要がありますか。複数の施設を連携施設として設定することは可能ですか。また、連携施設側が、複数の小規模保育事業の連携施設となることは可能ですか。

小規模保育事業が設定する連携施設は、必ずしも1か所に限定する必要はありません。複数の施設を連携施設として、複数の施設で卒園後の受け皿を確保することも可能ですし、連携施設側が複数の小規模保育事業の連携施設となることも可能です。

なお、小規模保育事業と連携施設との連携内容については、優先的な利用枠の設定などの内容を明確にすべきことから、①連携施設から給食の外部搬入を行う場合、②合同で嘱託医の健診を受ける場合、③優先的な利用枠を設ける場合、には、協定書などの締結を求めています。

Q32

小規模保育事業や家庭的保育事業において、連携施設を設定できない場合でも認可を受けることはできますか。

小規模保育事業者と教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の設置者との間で調整し、設定することが基本となります。しかしながら、その調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合には、小規模保育事業からの求めに応じて、市町村が調整を行うこととしています。ただし、離島、へき地等で他に教育・保育施設が存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難であると市町村が判断する場合には、特例措置として、連携施設を設定しなくても認可を受けることが可能です。また、第1期の市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である平成31年度末までの間においては、連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要であると市町村が判断した場合、市町村は連携施設の設定を求めないことができる、という経過措置を設けています。したがって、新制度施行後5年間の経過措置期間中は、保育の供給量が需要量を上回っている等の法律で定められた要件に該当する場合を除き、連携施設設定の要件以外の認可基準を満たしている限りは認可を受けることができます。

Q33

小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児とされているのは何故ですか。また、3歳以上児の受け入れが認められるのはどのような場合ですか。

3歳児以降は、子どもの人数の多い集団の生活の中で育つことが発達段階として重要であることから、小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児としています（他の地域型保育事業も同様）。

ただし、例えば、過疎地やへき地などで近くに教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）がない場合や、きょうだいで別々の施設に通園せざるを得ない場合など市町村が特に必要と認めた場合には、3歳以上児を受け入れることも可能です。

家庭的保育 に関すること

Q34

家庭的保育を行う保育者や家庭的保育補助者に求められる資格はどのようなものですか。

家庭的保育者及び家庭的保育補助者は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者である必要があります。加えて、家庭的保育者は保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるものであって、①保育を行っている乳幼児の保育に専念でき、②児童福祉法第18条の5各号及び第34条の20第1項第4号の欠格要件のいずれにも該当しない者、のいずれの要件も満たす必要があります。

家庭的保育 に関すること

Q35

家庭的保育における食事は、弁当持参は認められますか。自園調理を行わなければならないとすれば、保育者の負担が重くなることが懸念されますが、保育者とは別に調理員を置けるのでしょうか。

家庭的保育における食事は、自園調理（給食）を行うことが原則となります。しかしながら、従来の保育ママ事業においては、半数近くが弁当持参で対応していることを踏まえて、現在、自園調理を行っていない事業から新制度に移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に自園調理の体制を整えることを前提に、自園調理を行わず、弁当持参を認める経過措置を設けています。また、連携施設から給食を搬入することも認められます。

自園調理を行うために必要な体制の確保については、保育者とは別に調理業務に従事する調理員を配置することを基本とし、その費用は公定価格において算定することとしています。また、保育を受ける子どもが3人以下の場合は、家庭的保育補助者が調理業務に従事することが可能です。

事業所内保育 に関すること

Q36

事業所内保育所が新制度の給付対象事業となるためには、どのような要件を満たすことが必要ですか。

事業所内保育所が新制度の給付対象事業となるには、国が定める職員や設備等の基準【下表参照】を踏まえ、市町村が条例で定める認可基準を満たした上で、従業員枠（事業所の従業員の子どもが対象）の他に、地域枠（地域の保育を必要とする子どもが対象）を設けることが必要となります。

職員	職員数 資格	【定員19名以下の施設】小規模保育事業A型、B型の基準と同様 【定員20名以上の施設】保育所の基準と同様
設備・面積	保育室等	
処遇等	給食	自園調理（連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員

具体的な地域枠の定員については、事業所内保育所全体の定員規模区分に応じ、以下の表に示した国が定める基準を目安として市町村が地域の実情に応じて設定することになります。

定員区分		地域枠の定員
1名～10名	1名～5名	1名
	6名・7名	2名
	8名～10名	3名
11名～20名	11名～15名	4名
	16名～20名	5名
21名～30名	21名～25名	6名
	26名～30名	7名
31名～40名		10名
41名～50名		12名
51名～60名		15名
61名～70名		20名
71名～		20名

Q37**複数の企業が合同で設置する事業所内保育所も、新制度に基づく地域型保育給付の対象となりますか。**

複数の企業が合同で設置する事業所内保育所も、新制度に基づく地域型保育給付の対象となります。

ただし、この場合においては、①認可を受ける設置者となる企業（主たる設置・運営主体である企業）を1つに特定すること②従業員枠の配分・利用方法及び運営コストの負担、有効期間について、取り決めを行っておくことが必要であり、これらの内容を協定書等の形で締結し、明確にしておくことが必要です。

Q38**事業所内保育所が新制度の給付対象事業となった場合、従業員の子どもも含め、給付の対象になるのでしょうか。また、従業員の子どもに対する給付と地域の子どもに対する給付ではその水準に差が設けられるのでしょうか。**

事業所内保育所が市町村の認可・確認を受けて地域型保育給付の対象事業となった場合には、従業員枠の子どもを含め、事業所内保育所を利用する保育認定を受けた全ての子どもが給付の対象となります。

ただし、従業員の利用については、福利厚生・人材確保の側面もあることから事業者に一定の負担を求めることとし、公定価格の単価において、従業員枠の子どもの金額は地域枠の子どもに対する金額の84%となっています。

Q39**従業員の子どもの保育料を、地域の子どもの保育料よりも安く設定することは認められますか。**

従業員枠の子どもの保育料については、市町村が定める額を上限として、各企業の判断の下、事業主が設定することとしています。したがって、事業主が福利厚生・人材確保の一環として、事業主の負担において、従業員利用者の保育料を地域の子どもの保育料よりも安く設定することも可能です。

Q40**年度途中で従業員の子どもの保育利用の希望があった場合であって、従業員枠が既に埋まっているような場合、地域枠を活用するなどして受け入れることはできますか。**

本来、従業員のために設置している事業所内保育所において、年度途中で従業員の子どもが利用できず、復職の支援の妨げとならないよう、定員弾力化によって、柔軟な受け入れが可能となるよう配慮することとしています。

具体的には、従業員枠の定員が既に埋まっているが、地域枠に空きがある場合、地域枠を活用して受け入れることが可能です。なお、その結果、地域枠の定員も埋まってしまう、その後に地域枠の利用希望が生じた場合においても、認可基準を下回らない範囲で定員弾力化の活用を行い、全体の利用定員を超えて受け入れることも可能です。

また、年度当初から地域枠の空きがない場合でも、同様に、定員弾力化の活用による対応も可能です。